

本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル 質問回答書

No.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	仕様書	3	実施体制	「なお、受注者は本巢市の都市計画業務に十分な知識を有することが望ましく、認定都市プランナーの資格を有する技術者を実施体制に含めること。」と示されていますが、実施要綱の4 参加資格要件には記載がありません。仕様書に記されている実施体制は、望ましい事項として記されているのか、業務実施の条件として記されているのか、ご教示ください。	認定都市プランナーの資格を有する技術者を実施体制に含めることは、必須とします。
2	実施要領		8 企画提案書の提出	本プロポは都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務ですが、(4)企画提案書の内容、カ 工程計画では、「都市計画変更」とあります。この都市計画変更は、都市計画マスタープラン改定、立地適正化計画策定には無い行政手続きと思われますが、これはなにを示していますか？	当業務において、都市計画変更手続きはありません。 都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に至る一連の手続きについて様式9に記載してください。

3	仕様書	P-6	6.各種会議支援	庁内検討委員会とは、外部（例えば学識経験者、商工会、自治会長等）、オブザーバーとして、県等の出席を想定していますか。 また、外部からの出席者がある場合、謝金、交通費は見積もりに計上する必要がありますか？	庁内検討委員会において、外部、オブザーバーの出席は想定しておりません。
4	仕様書	P-5	第 2 章業務内容	市民アンケート等、市民の意見を聴取する予定はない、という理解でよろしいでしょうか？	令和 7 年度中に予定はありません。次年度以降に実施予定です。